

金融検査に関する基本指針

〈目次〉

	頁
I 検査等の実施に当たっての基本的考え方	1
II 検査等の実施手続等	5
1 適用範囲	5
2 金融モニタリング基本方針等 (1) 総合検査 (2) 部分検査	6
3 実施手続	6
3-1 立入検査開始前 (1) 予告 (2) 予告から立入検査開始までの期間 (3) 事前に資料等を求める際の留意事項 (4) 被検査金融機関に対する重要事項の事前説明等	7
3-2 立入検査中 (1) 検査命令書等の提示 (2) 内部監査・監査役等監査との関係 (3) 会計監査人との意見交換 (4) 資料等を求める際の留意事項 (5) 検証 (6) 実地調査 (7) 立入検査終了手続 (エグジット・ミーティング) (8) 立入検査の中断 (9) その他の留意事項 (10) 検査モニター	8
3-3 立入検査終了後 (1) 意見申出制度 (2) 検査結果通知書の交付等 (3) 検査結果通知に関しての監督部局との連携	15
4 情報管理 (1) 個別検査等内容の不開示理由 (2) 検査等情報管理上の留意点 (3) 主任文書管理者等による実態把握等 (4) 検査関係情報及び検査結果通知書の内容の取扱い	16
5 その他 (1) 証券取引等監視委員会との連携 (2) 日本銀行との連携 (3) その他の金融機関等に対する検査等への適用	17
6 施行日等	18